平成　　年　　月　　日

発明届出書

国立大学法人新潟大学長　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 職名 |  |
| 氏名 |  |

下記発明について，国立大学法人新潟大学職務発明規程第６条の規定に基づき届出します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.発明の名称 |  | | | | |
| 2.発明者 | 別紙「権利譲渡書及び持分合意書」のとおり　注）添付して提出してください。 | | | | |
| 3.使用した研究費 | 主たる研究費に「◎」，その他使用した研究費に「○」を記入 | | | ②～⑦に該当する場合，制度名，相手先，研究課題名，交付年度等を記入してください。 | |
|  | ①学内研究経費 | |  | |
|  | ②共同研究経費 | |
|  | ③受託研究経費 | |
|  | ④科研費 | |
|  | ⑤寄附金 | |
|  | ⑥研究助成金 | |
|  | ⑦その他 | |
| 4.使用した研究  施設及び設備 |  | | | | |
| 5.外国出願要否 | □ 要 | | 出願国：  理　由： | | |
| * 否 | |  | | |
| 6.発表の状況 | □発表済 | | 予稿集発行日 | | 年　　　月　　　日 |
| 発表日 | | 年　　　月　　　日 |
| 発表先 |  | |
| □発表予定あり | | 予稿集発行日 | | 年　　　月　　　日 |
| 発表予定日 | | 年　　　月　　　日 |
| 発表先 |  | |
| □発表予定なし | |  | | |
| 7.関連契約 | 注）発明の取扱いを定めた契約書等がある場合は，その写しを添付してください。 | | | | |
| □研究契約 | | 契約書名： | | |
| □MTA,NDA等 | | 契約書名： | | |
| □なし | |  | | |

**8.発明の内容**注）特許出願の明細書の原稿を添付して提出する場合は，記入を要しません。

|  |
| --- |
| 発明の要点（従来技術と比較してどのような点に新規性があるのか） |
|  |
| 技術分野 |
|  |
| 背景技術※特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）での特許調査を推奨します。<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/> |
|  |
| 先行文献　関連特許・論文をご記入ください。  ・  ・  ・  ・ |
| 発明が解決しようとする課題（従来技術にどのような課題があったのか） |
|  |
| 課題を解決するための手段（どのようにして課題を解決したのか） |
|  |
| 発明の効果 |
|  |
| 実験や試作の例 |
|  |
| 図面の簡単な説明 |
|  |
| その他参考となる事項 |
|  |

**9.発明者自身による評価**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価内容 |  |  |  |  | 評点 |
| １　発明の内容評価 | |  |  |  |  |  |  |
| 1) 発明の技術的性格 | | 基本的な技術であり，運用される分野が多い。  １５点 | 基本的な技術に準ずるもので，運用分野は限定される。  １０点 | 斬新な発想による大幅な改良発明である。  ７点 | 新しい組み合わせなど，中程度の改良発明である。  ４点 | 小幅な改良発明である。  ２点 |  |
| 2) 権利としての強さ | |  |  |  |  |  |  |
| a | 代替技術との技術優位性 | 代替技術がない。  ２１点 | 代替技術はあるが，技術的には極めて優位である。  １８点 | 代替技術はあるが，技術的には優位である。  １１点 | 代替技術があり，技術的優位性が同じ程度。  ６点 | 代替技術があり，技術的優位性が低い。  ３点 |  |
| b | 接触可能性（第三者保有権利との利用関係） | 抵触する権利はない。  ８点 | 抵触する権利が一件あるが，ライセンスを受けられる見込みがある。  ６点 | 同一権利者の抵触する権利が複数件あるが，ライセンスを受けられる見込みがある。  ３点 | 複数の権利者の抵触する権利が複数件あるが，ライセンスを受けられる見込みがある。  １点 | 抵触する権利があり，ライセンスを受ける見込みがほとんどない。  ０点 |  |
| c | 侵害対応の容易性 | 他者が侵害したときに，極めて容易に発見できる。  ６点 | 他者が侵害したときに，あまり費用，手間をかけないで発見できる。  ４点 | 他者が侵害したときに，容易に発見できるが，そのための費用，手間等がかかる。  ３点 | 他者が侵害したときに，発見するのが技術的に困難である。  １点 | 他者が侵害したときに，発見することは実質的に不可能である。  ０点 |  |
| 2. 事業化可能性評価 | |  |  |  |  |  |  |
| 1) 発明の完成度合い | |  |  |  |  |  |  |
| a | 事業化に向けて追加の技術開発の必要性 | 必要なし  １０点 | 小規模（少ない費用）かつ短期間の追加開発が必要  ８点 | 中規模（中程度の費用）かつ中程度期間の追加開発が必要  ６点 | 大規模（多額の費用）かつ長期間の追加開発が必要  ４点 | 非常に大規模（非常に多額な費用）かつ長期間の追加開発が必要  ２点 |  |
| b | 技術移転後，権利者からの継続的技術支援の必要性 | 必要なし  １０点 | 数回の支援が必要  ８点 | 頻繁だが短期の支援が必要  ６点 | 長期の支援が必要  ４点 | 頻繁かつ長期の支援が必要  ２点 |  |
| 2) 事業化の容易性 | |  |  |  |  |  |  |
| a | 事業化に対する障害の有無 | 許認可や他の障害もない。  １０点 | 許認可や他の障害対応は容易である。  ８点 | 許認可や他の障害に費用や時間がかかる。  ６点 | 許認可や他の障害に相当の時間や費用がかかる。  ３点 | 許認可や他の障害対応が非常に困難である。  ０点 |  |
| b | マーケットサイズの有無と参入容易性（３～５年以内） | マーケットの規模が大きく，参入が容易  １０点 | 適度のマーケットがあり，参入も容易  ８点 | 適度のマーケットがあり，参入は可能  ６点 | マーケットは小さいが，参入は容易  ４点 | マーケットの規模が小さく，参入も困難  １点 |  |
| c | 収益期待度 | 高収益が期待できる。（原価に比べ商品価値が高い）  １０点 | 適正な収益が期待できる。  ８点 | 適正な規模になれば，適正な収益が期待できる。  ６点 | 収益を得るにはかなりの努力が必要  ４点 | 収益はほとんど期待できない。  １点 |  |
|  |  |  |  |  |  | 評価点合計 |  |

**任意記入**

※ 発明審査委員会の担当委員が概ね以下の事項について調査します。参考情報がありましたらご記入ください。

|  |
| --- |
| 発明の技術的性格 |
| □ 物の発明　　　□ 方法の発明　　□ 物を製造する方法の発明 |
| □ 基本技術　　　□ 改良技術　　　□ 周辺技術　　　□ 新規用途 |
| □ アイデア段階　□ 数値計算段階　□ 実証試験段階　□ 試作品製作中　□ 試作品完成  □ 製品化準備中　□ 製品化完了 |
| 代替技術に対する優位性 |
| ・新たな機能の付加（効果　□大　□小　□無）　・効率性向上（効果　□大　□小　□無）  ・既存の機能の向上（効果　□大　□小　□無）　・安全性向上（効果　□大　□小　□無）  ・コスト低減　　　（効果　□大　□小　□無）　・工程簡素化（効果　□大　□小　□無）  ・その他（　　　　　　　　　　　　　　：効果　□大　□小）　□ 代替技術が存在しない。 |
| （具体的な説明） |
| 他者特許との相違点（侵害回避の容易性） |
| □ 抵触する他者の特許はない。　□ 抵触する特許のライセンスが可能　□ ライセンス不可 |
| （具体的な説明） |
| 侵害行為発見の容易性 |
| □ 容易に発見できる。　□ 発見できるが費用や手間がかかる。　□ 実質的に発見は不可能 |
| （具体的な説明） |
| 発明に係る外部資金の獲得状況及び申請予定  　　　　　　　　　　　　　　　※特許出願の実績が必要な研究資金については，詳細にご記入ください。 |
|  |
| 想定される連携企業　　（発明者が起業する場合を含む。） |
| （国内） |
| （外国） |
| 実用化の計画，予定時期，市場規模等 |
|  |
| 共同発明者所属企業との関係　　　※企業との共同研究から生じた発明の場合にご記入ください。 |
| （研究面） |
| （教育面及びその他） |